

保育等の規模を縮小した際に、受け入れを行う児童の保護者（両親がいる場合はその両方。ひとり親の場合はその保護者）の要件（勤務する事業等）について

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業（国の通知）

1. 医療関連事業

病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業。

2. 高齢者、障害者などの支援関連事業

介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業。

3. 生活必需品関連事業

① インフラ運営関係

（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）

② 飲食料品供給関係

（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）

③ 生活必需物資供給関係

（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）

④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係

（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）

⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）

⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）

⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）

⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）

⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）

⑩ 個人向けサービス

（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会安定の維持に関わる事業

① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）

② 物流・運送サービス

（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）

③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）

④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）

⑤ 安全安心に必要な社会基盤

（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）

⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）

⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているもの、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者。

沖縄市が保育の提供の継続が必要と考える保護者（世帯）

1. ひとり親で仕事を休むことが困難な保護者
2. 家庭保育になることで収入が著しく減少し、生活が維持できなくなる世帯の保護者
3. 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業（国の通知）には、該当しないが、家庭保育を実施することで、失職してしまう世帯の保護者